（法第三十七条の六第二項の国土交通省令で定める事項）

第三条の十二　法第三十七条の六第二項（法第三十七条の七第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、公募対象施設等の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用する港湾に係る次に掲げるものとする。

一　当該港湾の名称

二　当該港湾において使用する港湾施設の名称、所在地並びにその位置及び範囲を示す図面

三　前号に規定する港湾施設の利用開始予定日及び利用終了予定日

（船舶の放置等を禁止する区域等の指定又はその廃止の公示）

第三条の十三　（略）

（協働防護協議会を組織した旨の公表）

第十五条の二十六　法第五十一条の七第五項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一　協働防護協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

二　協働防護協議会における協議事項

2　前項の規定による公表は、当該協働防護協議会に係る港湾管理者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行わなければならない。

（協働防護協定の認可等の申請の公告）

第十五条の二十七　法第五十一条の十第一項（法第五十一条の十二第二項において準用する場合を含む）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一　協働防護協定の名称

二　協定特定港湾施設の名称

三　協働防護協定の縦覧場所

（協働防護協定の認可の基準）

第十五条の二十八　法第五十一条の十一第一項第三号（法第五十一条の十二第二項において準用する場合を含む）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　法第五十一条の九第三項第二号に掲げる事項が、協働防護計画に適合すること。

二　法第五十一条の九第三項第三号に掲げる期間が、協働防護協定に定められた事項を実施するために適切な期間であること。

三　法第五十一条の九第三項第四号に掲げる措置が、協働防護協定に違反した者に対して不当に重い負担を課するものではないこと。

（協働防護協定の認可等の公示）

第十五条の二十九　第十五条の二十七の規定は、法第五十一条の十一第二項（法第五十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示について準用する。

第十五条の三十・第十五条の三十一　（略）

（新設）

（船舶の放置等を禁止する区域等の指定又はその廃止の公示）

第三条の十　（略）

（新設）

（新設）

第十五条の二十六・第十五条の二十七　（略）